

原子力発電環境整備機構
理事長 近藤 駿介 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
座長 佐藤 貴夫

答 申 書

2018年2月14日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2017年度諮問第4号（「2017年12月26日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱いについて）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

公開請求のなされた機構資料について、個人情報、法人等情報、審議・検討又は協議に関する情報、及び事務又は事業に関する情報に該当する部分を非公開とすることは妥当と認められる。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料 [2017-3]

- ①2016年度全国シンポジウムの実施に関して(株)電通との間で取り交わされた契約書（契約締結日は2016年4月4日）
- ②2017年度地層処分説明会（仮称）の実施に関して(株)電通との間で取り交わされた契約書（契約締結日は2017年4月10日）
- ③2017年度地層処分説明会（仮称）の実施（その2）に関して(株)地域力活性化研究室との間で取り交わされた契約書（契約締結日は2017年8月8日）
- ④次世代層を中心にした広報の実施に関して(株)電通との間で取り交わされた契約書（契約締結日は2017年5月10日）
- ⑤2016年度教育研究会組織に対する授業研究支援の実施に関して(株)オーシャナイズとの間で取り交わした契約書（契約締結日は2016年9月13日）
- ⑥「2017年度 Facebook 運用サポート業務等」に関して(株)オーシャナイズとの間で取り交わされた契約書（契約締結日は2017年4月28日）
- ⑦2016年8月にさいたま市で開催された地層処分に関するセミナーで参加者から聴取した意見の内容について記したもの
- ⑧2017年11月6日にさいたま市内で開催された「科学的特性マップに関する意見交換会」で参加者から聴取した意見の内容について示したもの
- ⑨対話活動評価委員会の議事録、議事要旨及び会議での配布資料（これまでに開催されたすべての会合について）

2. 情報公開請求に対する機構の説明

・公開の取扱い

- ①から⑥までの契約書

以下を非公開、その他は公開する。

- a. 氏名等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。）
- b. 法人の印影、事業実施に係るノウハウを含む法人等に該当する情報

⑦2016年8月にさいたま市で開催された地層処分に関するセミナーで参加者から聴取した意見の内容について記したもの

⑦に該当する機構資料は以下のとおりである。

- a. 「地層処分セミナー in さいたま 開催結果」
- b. 「地層処分セミナー in さいたま 開催状況（概況報告）」
- c. 「地層処分セミナー in さいたまアンケート」
- d. 「地層処分セミナー in さいたま 開催結果」

このうち、a及びbは公開、cのメンバー名の一部及びdについては非公開とする。

⑧2017年11月6日にさいたま市内で開催された「科学的特性マップに関する意見交換会」で参加者から聴取した意見の内容について示したもの

⑧に該当する機構資料は以下のとおりである。

- a. 「科学的特性マップに関する意見交換会 in 埼玉（開催結果）」
- b. 「科学的特性マップに関する意見交換会 in 埼玉（概況報告）」
- c. 「意見交換会 in 埼玉アンケート集計表」
- d. 「科学的特性マップに関する意見交換会 in 埼玉（開催結果）」
- e. 埼玉会場 意見交換会 第2部議事メモ速報

このうち、a及びbは公開、cは部分公開、d及びeについては非公開とする。

⑨対話活動評価委員会の議事録、議事要旨及び会議での配布資料（これまでに開催されたすべての会合について）

⑨に該当する機構資料は以下のとおりであり、すべて公開とする。

- a. 「－2014年度業務実施結果に対する評価・提言－（1）対話活動」
- b. 「－2015年度業務実施結果に対する評価・提言－（1）対話活動」
- c. 「－2016年度業務実施結果に対する評価・提言－（1）対話活動」

3. 当委員会の判断

①から⑥までの契約書

氏名等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。）は、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「1. 個人情報」に該当するため、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

また、法人の印影、事業実施に係るノウハウを含む法人等に該当する情報は、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「2. 法人等情報」に該当し、委託先からも一部非公開を希望する意見があることから、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

⑦2016年8月にさいたま市で開催された地層処分に関するセミナーで参加者から聴取した意見の内容について記したもの

cのメンバー名の一部については、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と合することにより識別することができることとなるものを含む。）であり、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「1. 個人情報」に該当するため、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

また、dはaを作成する途中段階にある資料であり、公にすることにより、機構の業務の遂行についての誤解を生じるおそれのあるものであり、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当するため、非公開とすることは妥当である。

⑧2017年11月6日にさいたま市内で開催された「科学的特性マップに関する意見交換会」で参加者から聴取した意見の内容について示したもの

cの一部に特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。）及び公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれており、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「1. 個人情報」又は「4. 事務又は事業に関する情報」に該当するため、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

d及びeは、aを作成する途中段階にある資料であり、公にすることにより、機構の業務の遂行についての誤解を生じるおそれのあるものであり、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当するため、非公開とすることは妥当である。

第3 審議の経緯

- | | | | |
|-----|-------|-------|-------------------|
| (1) | 2018年 | 2月14日 | 情報公開審査委員会に諮問 |
| (2) | 2018年 | 2月15日 | 第30回情報公開審査委員会で審議 |
| (3) | 2018年 | 2月19日 | 原子力発電環境整備機構理事長に答申 |

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委	員	(座長)	佐藤	貴夫
委	員	長	伊東	健次
委	員		新保	雄司